

Topic

【確定拠出年金】

拠出限度額の引き上げに伴う経過措置について

資産
運用年金
財政年金
制度

その他

iDeCo・企業型DCの拠出限度額が2026年12月に引き上げられます。これに伴う経過措置等について定めた省令※が公布されましたので、ご案内します。

※2026年6月30日「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令」（令和8年厚生労働省令第111号）

参照リンク

官報号外第144号（令和8年6月30日）

<https://www.kanpo.go.jp/20260630/20260630g00144/20260630g001440155f.html>

拠出限度額の引き上げに伴う経過措置

以下①～③のいずれかを引き上げる場合、改正前の拠出限度額より多い額となるように、**2026年12月1日から1年間に限り、それぞれの掛金の変更回数の制限の例外とする特例を設けることとされました。**（ただし、iDeCoの第5号加入者に係る加入者掛金および中小事業主掛金を引き上げる場合を除きます。）

- ① 企業型DCの加入者掛金の額
- ② iDeCoの加入者掛金の額
- ③ iDeCo+の中小事業主掛金の額

【ご参考】その他の主な改正の概要

1. iDeCoの第5号加入者の新設に伴い、加入申出や加入区分の変更等に関する規定が新設されました。
2. iDeCoの第5号加入者のうち、企業型DCやDB等の企業年金から資産移換の申出をしようとする者について、申出期限が「iDeCo加入者の資格を取得してから3ヵ月以内」とされました。
3. iDeCo掛金との合算枠となっている国民年金の付加保険料を納付したり、国民年金基金の掛金額を引き上げることによってiDeCoとiDeCo+の掛金の合計額が拠出限度額を超える場合に、拠出限度額を超えないようにiDeCo掛金を引き下げるケースについては、掛金の変更回数の制限の例外とされました。

◆ 本資料は情報提供を目的に作成しているもので保険の募集を目的としたものではありません。
商品のご検討にあたりましては、当社作成のパンフレット等をご覧ください。
◆ 本資料のデータや税制・法令等は、特定の記載がない限り、2026年7月現在のものです。
今後、税制・法令等の改正により変更となる場合があります。

あなたの未来を強くする



〔住友生命保険相互会社〕
東京本社〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1
電話 (03)6664-8640(年金コンサルティング室)
〈ホームページ〉<https://www.sumitomolife.co.jp>

定型2026-09